平成２４年（フ）第９６号
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目19番37号　ファミリーコーポⅡ106号
債務者　並木　勇三
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９７号
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目19番37号　ファミリーコーポⅡ106号
債務者　村山　明美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９８号
鹿児島県鹿児島市真砂町12番１号
債務者　髙橋壽美夫
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９号
岩手県奥州市水沢区東大通り１丁目８－１、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区字龍ヶ馬場36番地40
債務者　松本　敦志
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第２３５号
埼玉県朝霞市田島１丁目13番14号　リベール田島Ⅱ103号
債務者　工藤　　昂
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
埼玉県朝霞市田島１丁目13番14号　リベール田島Ⅱ103号
債務者　工藤多美子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
埼玉県久喜市久喜東６丁目２番20号　リッツコート305
債務者　原木　寛敬
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
埼玉県久喜市久喜東６丁目２番20号　リッツコート305
債務者　原木まゆみ
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３５３号
埼玉県川口市芝４丁目16番９号　ホワイトコーポ103号
債務者　酒井　　典
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３６５号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　10号407
債務者　古明地　徹
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３７３号
さいたま市中央区本町東７丁目９番２号　ＳＳＳ与野寮410、旧住所さいたま市中央区鈴谷４丁目17番７号　鈴谷コーポ101
債務者　成田　幸平
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
埼玉県越谷市東越谷５丁目16番地３　ファミーユ一柳101
債務者　小村　孝男
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
埼玉県春日部市大衾496番地４　県営南桜井団地２―404
債務者　吉田由香里
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
埼玉県春日部市樋堀230番地７
債務者　小形　和也
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
千葉県香取市牧野91番地１
債務者　吉田　えい
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第３５４５号
札幌市東区北19条東15丁目１番14号　グランパレ102号
債務者　今　　浩則
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８１号
札幌市中央区南１条東７丁目１番地10　セントポーリア・グランデュール1202号
債務者　舛岡　　葵
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部